
プロジェクト **継続企業に関する会計基準の開発**

項目 **第 585 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 585 回企業会計基準委員会（2026 年 10 月 5 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められない場合の開示に係る意見）

2. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められない場合の開示における国際会計基準と日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第 74 号「継続企業の前提に関する開示について」（以下「報告第 74 号」という。）の差異について、第 57 回企業会計審議会監査部会において一定の議論が行われたことは承知しているものの、本プロジェクトが基本的に報告第 74 号の移管プロジェクトであることに鑑み、本プロジェクトの範囲に含めないことが適切であると考えられる。
3. 前項における国際会計基準と報告第 74 号の差異について、差異を埋めるべきかどうかという点については、意見を差し控えたい。

（継続企業に関する会計基準（案）の文案に係る意見）

4. 「継続企業に関する会計基準（案）」（以下「継続企業会計基準案」という。）第 4 項について、企業会計基準第 41 号「後発事象に関する会計基準」を参照し、「財務諸表の公表の承認日」を定義する文案の修正は適切であると考えられることから、賛成する。
5. 継続企業会計基準案第 15 項の適用時期について、第 57 回企業会計審議会監査部会で示された「監査基準の改訂について（公開草案）」の文案（以下「改訂監査基準案」という。）における実施時期と合わせる文案の修正であり適切であると考えられることから、賛成する。
6. 継続企業の前提に関する評価を行う期間について、監査基準と会計基準で「合理的な期間」の記載に僅かな相違が存在することにより、実務に無用な混乱を生じさせる可能性があることを踏まえ、「合理的な期間」という言葉を使用しないこととした事務局の対応に賛成する。

7. 「合理的な期間」を使用しないこととした経緯を結論の背景に記載されていない理由は、公開草案の公表までの過程における見直しであるためという理解でよいか教えていただきたい。
8. 継続企業の前提に関する評価を行う期間について、監査基準と会計基準に実務的な相違がないことを監査法人として周知することが考えられる。
9. 改訂監査基準案において「より将来の事象又は状況を評価対象とすること」とされている。これに対して、継続企業会計基準案 BC13 項は「より将来の事象又は状況を対象とした情報を提供すること」という表現を用いており、記載が適切か検討いただきたい。

以 上